

傍聴要領

愛媛県・市町連携推進本部

1 会議での受付及び手続き

会議の傍聴許可を受けた方は、会議の開催予定時刻までに、受付（県庁第二別館 11 階会議室）にて氏名及び住所等を記入のうえ、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室してください。

なお、当日の会議受付時間は、13 時 30 分から 13 時 55 分までです。

2 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

会議を傍聴する方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

なお、これらを守れない場合は、退場していただくことがあります。

- （1）会議の開催中は静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- （2）会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- （3）プラカード、はちまき、腕章等を携帯し、又は着用しないこと。
- （4）ビラ、資料等の配布はしないこと。
- （5）会議場内では、携帯電話等の電源を切り、使用しないこと。
- （6）会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等はしないこと。
ただし、事務局の許可を得た場合は、この限りではない。
- （7）やむを得ず会議開催後に入退席を行う場合は、静かに行うこと。
- （8）会場内又は会議の開催中においては、本部長及び事務局の係員の指示に従うこと。
- （9）その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。